

回 答 書

件 名	「横浜市産学共同研究センター照明設備等更新工事」
-----	--------------------------

令和 7 年 11 月 4 日

質 問 内 容

【質問 1】

器具の納期が間に合わない場合、工期の延長は可能でしょうか。

【回答 1】

工期の期限は令和 8 年 3 月 27 日となっていますので、延長はできません。
地域の実情や工事内容、自然条件等により工期の延長は可能ですが、
年度を超えることはできません。

【質問 2】

実験棟の高天井照明器具交換に際して、高所作業車を使用する内容かと思われますが、
器具まで届く範囲に作業車を移動させることは可能でしょうか。

【回答 2】

実験棟の高天井照明器具には昇降装置が設置されています。
そのため、高所作業車を使用せず、照明器具を下げた状態で交換作業が可能です。

【質問 3】

研究棟については、テナントが入居している部屋は休日作業の予定とのことです
が、実験棟については全て休日作業となるのでしょうか。

【回答 3】

研究棟・実験棟の平日および休日（土日）の作業日程については、入居者との調整・打合せの上で
決定いたします。

